

記念講演「四条河原の歴史的環境」

川嶋將生 立命館大学教授

はじめに

出雲のお国が鴨河原で歌舞伎興行を行った頃までの、四条河原の歴史的環境はどのようなものであったのか、お話申し上げたいと思います。

四条河原が芸能との関係をもって最初に歴史上に登場いたしますのは、貞和5年(1349)6月に行われました、四条橋の架橋を目的とした勧進田楽の興行です。それ以前、四条河原に限らず鴨河原は、それほど強く芸能との関わりをもって歴史上に登場しているわけではありません。平安時代には個人が鴨河原で琴の演奏を行う、といった記事が散見されはいたしますが、数としてはさほど多いとはいえないのです。

その四条橋は平安時代後期以来、祇園橋の別名をもっていたことからわかりますように、祇園社へ参詣する橋として機能しておりましたが、これは五条橋においても同様です。五条橋もまた清水橋の別名をもっておりましたように、清水寺へ参詣する橋として多くは機能しておりました。つまり鴨川に架かる橋の多くは、洛中から、東山に点在する寺社へ参詣する橋として機能していたわけです。私はこれを、人々にとって洛中＝平安京という此岸から、東山という彼岸へと渡る橋、という認識が強くあったのではないかと考えております。

1、四条河原の風景

さて四条河原が芸能興行地として絵画に描き留められるようになった極く初期の作品は、堺市立博物館本「洛中洛外図屏風」、東京国立博物館本「洛中洛外図屏風」(舟木本)など、元和期(一六一五～二四)になって作成されたと推定されるものです。それ以前の同種の作品群には、それらしき情景は描かれておりません。

四条河原に限らず、鴨河原が応仁・文明の乱以前、猿楽を中心とする芸能興行に大きな役割を果たしていたことは、これまでにもしばしば指摘されていることですし、大乱後は逆に河原での芸能興行の事例を、記録上から検索することができなくなり、そして鴨河原が芸能興行地として再登場してまいりましたのが16世紀最末期から17世紀極初のことであつたこともまた、周知のことです。鴨河原にとりまして、この15世紀後半から16世紀最末期というのは、いわば芸能興行の空白期間ともいうべき時期であるわけですが、芸能興行地として再登場してきた鴨河原の場所は、四条河原ではなく現在の五条橋界隈の五条河原(これを仮に新五条河原としておきます)であつたことは、おそらくそこが、豊臣政権の政治的中心地として建設されました伏見と伏見城への、京都側からの出入り口であつたこと、それを經由して清水寺へ参詣する参詣路として殷賑な場所であつたことと、深くかかわっていたのだろうと考えられます。

ご承知の通り、現在の五条橋は平安京五条大路の延長線上に架けられたものではありません。豊臣氏が伏見に城を作り、また鴨東に方広寺を造ることによって、五条大路から2本南に新たな大仏橋が架けられ、そのため五条橋の名称そのものがその大仏橋へと徐々に移動していきませんが、安土桃山時代から江戸時代初頭は、ちょうどこの名称の移動の時期に当たっております。このことにつきましては、のちほど改めて触れたいと思います。

ところでこのころの鴨川は、当然のことながら護岸工事もほどこされておらず、したがって河原地の部分も西側に随分と広がっていたと想像されるわけですが、どの辺りまでそうした河原地が展開していたのか、これを確定することは非常に難しい作業です。ただ、14世紀半ばには四条河原細工丸という被差別民の名称が史料上に登場しますし、15世紀後半には四条河原者の名も登場いたします。一方、寺町（平安京の東京極大路に相当）四条の南には、後年、天部と呼ばれるようになります河原者の集住地がありました。したがって四条河原者は、現四条大橋からおよそ四〇〇メートル西の寺町四条南辺りに住んでいたと考えられ、河原地もこの辺りまで及んでいた可能性があります。時代がかなりさかのぼりますが、『一遍聖絵』巻七には、四条京極に建つ釈迦堂が描かれ、その西には、祇園社の朱塗りの鳥居と四条河原が描かれております。そこでは河原が京極大路、つまり現在の寺町の真近にまで迫っているのです。（図1参照）

この『一遍聖絵』の画中で、いまひとつ注意しておかねばならないことがあります。それは四条橋が河原にできた中州をまたいで架けられているということです。しかもその中州はかなり広いものです。橋の北側の中州には、畠が描かれています。畠が存在するということは、この中州は少々の雨では冠水しない、かなり大きなものであったことを窺い知ることができるのですが、鴨川の遠近には、こうしたかなり大きな中州がいくつも点在していたと考えられます。

鴨川の中州の問題について、いますこし言及しておきたいと思います。四条河原が芸能興行地として脚光をあびる以前、新五条河原がその役割を果たしていたことはいまでも触れたところですが、元の五条の河中には、かつてかなり大きな中島が存在しておりました。16世紀前半の国立歴史民俗博物館甲本「洛中洛外図屏風」（町田本）には、すでにこの中島が描かれ、清水寺への参詣路となる五条橋は、この中島を挟んで2つあり、島には寺も存在しております。16世紀後期上杉本「洛中洛外図屏風」の同所には「大こくだう」の墨書があり（図2参照）、上杉本と同時期の「洛中洛外図帖」には、勧進のために杓をもって寺から身を乗り出している僧侶が描かれております。この寺は安倍晴明によって建立されたという伝承をもつ法城寺で、「法城」の文字を分解すれば「水去りて土と成る」ことから、治水の願いが込められた寺であったといわれております。一方この島は京都における大黒信仰の一拠点になっていたことは、すでに瀬田勝哉さんによって指摘されていることであります。しかしこの中島そのものは16世紀後半には姿を消してしまいます。東京国立博物館蔵「洛中洛外図屏風」（舟木本）には、もはやその姿を見ることができないのです。理由はおそらく、豊臣秀吉・秀頼による大仏殿造営に伴う鴨川の疎通工事だろうと

考えられます。

いずれにしても一六世紀最末期から一七世紀極初ころ、この中島は、鴨川からその姿を消してしまうのです。四条河原が芸能興行地として登場する直前の鴨川の景観は、このようなものでした。

2、四条の河原者

四条河原近辺には、四条河原者と称される被差別民が存在していたことは、先にも触れました。河原者とは、彼らが河原に居住したことによって生じた名称で、河原者のなかでも清めの作業に携わる者は清目、庭に関わるさまざまな作業に従事する者は庭者と呼ばれました。したがって同一人物であっても、時には単に河原者と呼ばれたり、あるいは時には庭者と呼ばれたりもするのです。そうした事例は 16 世紀半ばころのことですが、史料によって幾つか確認できます。

さてその四条の河原者ですが、彼らがはたしてどれほどの集団でもって居住していたのか、現在のところ知る手がかりはありません。彼らはのちに天部と呼ばれる集団を形成するのですが、その天部という名称も、一五世紀初めには確実に成立していた名称であることがわかっております。また四条と京極（つまり現在の寺町通りですが）が交差する近くにあった四条道場金蓮寺（時衆の寺ですが）の前に、一四五〇年代の初めに「河原者の宿所」のあったことがわかっていますので、一五世紀にはその辺りに河原者が一定の集団でもって居住するようになっていたことは、間違いのない事実だろうと思います。しかし人数は知ることができないのです。

鴨河原遠近には幾つかの河原者の集団住んでいました。三条河原者も存在しましたし、六条にも居住していました。また禁裏近辺の河原には、川崎庭者もいました。このうち、川崎庭者は少なくとも二〇名余以上でもって構成されていたことは、その名前とともに史料上から明らかとなっています。20 名以上の河原者の数が名前とともに確認できることそのものが希有なことであると思いますが、しかしこの二〇名余という数字も、それが川崎庭者全体の数なのか、それとも一部分なのかまでは分かりません、ましてこの数字がすぐさま四条河原者にも当てはまるわけでもないのです。しかしこの川崎庭者の例は、鴨河原に居住する河原者の実態を究明する貴重なデーターをわれわれに提示してくれていることだけは、間違いのないでしょう。

ところで、四条河原に集住していた河原者ですが、永禄十一年（1568）九月、織田信長が足利義昭を奉じて入京してまいりましたとき、「四条あまへ」宛に織田信長が禁制を発給したことが、『余部文書』に記載されております。禁制というものは、それを受け取った者を権力が保護するわけですから、仮に町を支配する権力が次々と変わるときには、寺社や町・村がその都度、新たな権力に働きかけ、禁制を発給してもらうことが多いのですが、天部宛の禁制が事実であるといえますと、天部は信長という権力によって、保護だけではなく、禁制などの発給先となりうる団体として認定されていたことになります。こ

のことは当時の被差別民を考察するうえにおいて、いくえにも注目しておいてよいことでしょうが、このことをお話いたしますと、今日の本筋とは別の方向にいてしまいますので、これ以上は触れないことにいたします。

その天部は、伝承によりますと天正一五年（一五八七）、豊臣秀吉によって四条寺町の地からの移転を命じられました。その理由は明確ではないのですが、一説には秀吉によるお土居建設に関わる移転であったろうといわれております。したがって、のち四条河原が芸能興行地と脚光を浴びるようになったころには、四条河原者はこの地には居住していなかったことになるのです。

3、芸能興行地としての四条河原

さて先にも述べましたように、一定の空白期間を経たあと、鴨河原が芸能興行地としての復活をいたしましたのは、四条河原よりも新五条河原が先んじました。ただしこれらのことは江戸時代初めになって書かれた書物に記述されているのであって、その後の『古今役者大全』や『翁草』もこれにならっておりますが、それらの諸書には出雲のお国が四条河原で「かぶき踊り」を演じたりする記述はなく、ましてお国が活躍した同時期の史料にも確認できないことはご承知の通りです。

では五条河原から四条河原への興行地の移動は、いつ頃、どのような理由によって行われたと考えていいのでしょうか。伝承の域をでないものですが、1665年に浅井了意によって著わされました『京雀』の「五条橋通」の項に、「今この大橋に東の川ばたに人形あやつりの芝居かまへ、細き仮橋をかけて侍べりしに、太閤ひでよし公のふし見より禁中へ参内し給ふ道筋よしとて、此大橋かけられ、人形のあやつりの芝居をば今の四条川原へうつされたりとや」との話を載せております。これが事実であったのかどうかは分からないのですが、仮に事実であったとすれば、二つの点が指摘できます。1つは豊臣秀吉は慶長3年（1598）に亡くなっておりますので、四条河原への移転はのちに触れます慶長10年よりは10年以上は遡ることになるということです。2つめは秀吉の参内の邪魔になったという点に関してですが、新五条河原が芸能興行地として、他の河原に先んじて登場してきたのは、そこが豊臣政権と関連の深い場所、あるいは密接に結びついていたがために殷賑を極め、芸能興行地としてふさわしかったわけですが、それが逆に作用したことになります。

ならば四条河原がいつごろから芸能興行地として脚光を浴びるようになったのでしょうか。近年発行されました早稲田大学演劇博物館編の『日本演劇史年表』にも採録されております、『孝亮宿禰日次記』慶長一三年（一六〇八）二月二〇日条に「向四条、女歌舞妓令見物、数万人群集、驚目者也」とある記事こそ、四条河原における歌舞伎興行の初見でしょう。ここには「四条」とのみあって「四条河原」とは出てまいりませんが、「四条河原」と考えて、まず間違いないところです。

いずれにいたしましても五条河原から四条河原への興行地の移転は、何年何月をもって

一斉に行われた、といった性格のものではなく、両者併存する時期もあり、徐々に四条河原の方に比重がおかれるようになったと、私は考えております。一七世紀に制作された各種「洛中洛外図屏風」、例えば 17 世紀の作品である堺市博物館蔵の「洛中洛外図」は五条河原での芸能興行は描いていますが、四条河原にはそれらしき光景はまったくみあたりません（図3参照）。が、同じ 17 世紀の大阪市立博物館本や神戸市立博物館本のなかには、新五条河原、四条河原いずれにも芸能興行が書き入れており（図4参照）、そうした状況を物語っているように思います。また河原も新五条河原と四条河原とが明確に区分されていた、といったものではなく、おそらく連続していただろうと思いますが、それについてはもはや想像でしかありません。

そして元和年中（一六一五～二四）、所司代板倉勝重は四条河原において七つの櫓を赦免いたします。芸能興行地としての五条河原に対する四条河原の優位性は、このことによって決定的になったと思われ、その後は四条河原が世間の耳目を一身に集めることになっていくわけです。

ところでこの櫓に関連して、言及しておかなければならない問題があります。それは櫓銭と呼ばれるものです。ご承知の通りこれは江戸時代、芸能興行を行うに当たって、入場料の一〇分一を取得する権利のことで、京都では天部・六条・蓮台野・川崎の、いわゆる役人村と呼ばれ、差別をうけていた村々がその権利を所持していました。このうち天部は、今日いろいろお話申し上げている四条河原者からの歴史的系譜をひくものです。京都における櫓銭は『諸式留帳』第1冊に「万治二年亥五月、二条河原にて、さつま太夫と申者、江戸より芝居仕候、櫓銭十分一、天部村へ請取申候」とある万治二年（一六五九）が初見ですが、これより以前、寛永一八年（一六四一）に大和においてすでにみられることが、山路興造さんによって明らかにされております。おそらくこれが櫓銭の初見でしょう。

櫓銭の権利をもつ村はいずれも差別をうけていた村々ですが、京都・大和における事例からも判明いたしますように、そうした権利をもっていることは、いずれも江戸時代になってからはじめて判明いたします。ではなぜそうした村々がそのような権利をもつようになったのでしょうか。

実はこのことについては、これまでいくつかの議論があるのですが、まだよくわかっていない、というのが研究の現状ではないかと思えます。芸能の勧進興行や初期歌舞伎について多くの業績を残されている小笠原恭子さんは、応仁・文明の乱後、河原が芸能興行の場として利用されなくなった理由として、「推測の域を出ないが」との限定をつけたうえで、河原者など河原の住人が勧進のあがりなどに対する権限を強めていったからではないか、と推定されておられます。私自身は、小笠原さんの考えでまいますと、河原から別の所に芸能興行地が移ってしまう段階で、河原者と芸能興行との関係が切れてしまうということになります。これでは江戸時代になってなぜ被差別民が櫓銭の権利をもつようになったのか、理解できなくなるのではないかと感じており、河原が芸能興行地でなくなっても、彼ら被差別民は棧敷作りや芝居小屋警護などで、何らかの形で一貫して興行に関与し

ていたのではないかと考えているのですが、そのことを証明する史料は現在のところみつかっておりません。したがってこれは史料的な裏付けがあつてのことではなく、あくまでも櫓銭が一七世紀半ばになって突如として出現する理由を、中世との連続のうえで理解しようとしている結果なのです。

なお小笠原さんが推定されました「勧進などのあがりに対する河原者の権限強化」も、史料上で確認できたことではなく、いわば論理的な帰結としてそのように考える、ということだろうと思います。この中世段階における河原に対する河原者の諸権限については、「勧進のあがり」だけではなく、ほとんどが不明です。しかし 16 世紀後半（1585）の安土桃山時代になって、わずか一例だけですが、確認することができました。詳細は省きますが、要点だけを申しますと、川崎の河原者が、現在の鴨川と高野川が合流する辺りの河原地に対して、「領内」「河原者下地」といった認識をもっていたというのです。吉田神社の祀官吉田兼見の日記に出てまいります。

ただし史料上の制約もあって、彼らがいつごろからこのような認識をもつようになったかはわかりませんし、また四条河原に住んでいた河原者も、同様の権益を保持していたのかどうかもわかりません。しかし鴨河原の河原者が、河原地に対してかなり強い権利をもっていたことだけは確実であったようです。

4、祇園町と鴨川の床

四条河原の方に話を戻したいと思います。祇園町の形成の詳細につきましても明らかではありませんが、通説では寛永年間（一六二四～四四）に「祇園町」の名称が現れ、その後、寛文年間にいわゆる祇園外六町が、次いで正徳年間に祇園内六町が開かれて発展していった、とされております。ところが新出の『八坂神社文書』には元和八年（一六二二）の「借屋請状」が何点かのこっており、そのなかに「祇園町」と書かれているものが複数あります（図5参照）。おそらくこれが「祇園町」の初見史料と思われますが、ただこの祇園町がどの辺りを差す町名なのか正確にはわかりません。しかし寛永期の地図に記載された「祇園丁」は現在の祇園に相当するところですから、それとほぼ同様と考えて差し支えないでしょう。つまり鴨川、四条橋の東側は、四条河原が殷賑を極めるようになるのと時を同じくして、町化は、はじまったと考えられ、その意味では、四条河原の発展と祇園町の形成は一体のものであったわけです。それは次に述べます鴨川の床の発生とも関連しているものと思います。

現在、京都における夏の風物詩である鴨川の床の発生は、当然、納涼の問題と深く関わっているわけですが、歴史的な史料の問題で申しますと、鴨川の納涼に関する史料は決して多くはありません。そのなかでも平安時代中期の史料にはすでに幾つか確認することができます。たとえば慶滋保胤の『池亭記』には「夏天納涼之客」とみえますし、また曾祢好忠の歌集『好忠集』六月中の項に、

禊する、賀茂の川風吹くらしも、涼みにゆかん、妹をともなひ、

とあり、さらに下の項にも、

夏ばかり、賀茂の河原に過してん、ふるさと人は、心置くとも、
とあって、そのころには、公家の間で鴨川における納涼が行われていたことを知ることができるのですが、それが果たして年中行事化していたものであるのかどうか、となりますと、残されている史料の関係で、判明いたしません。ただそれ以後の史料、たとえば中世後期の納涼史料にも、年中行事的な性格はみられませんから、恐らくはそうしたものではありませんだろう、と推測されます。

それが明確な形で、つまり年中行事として現れますのが、ようやく江戸時代初頭のことです。初見は、『京童』や『私可多咄』の著者として知られます中川喜雲の著『案内者』（寛文2年＝1662刊行）の6月7日「祇園会」の項に、

その夜、四てうかハラには、三でうをかざりに、茶屋の床あり、京都のしよにん毎夜
すずみにいづる、飴うり・あぶりとうふ・真瓜等の商人よもすがら簞をたく、人の群集う
たひどよめく事、野陣の夜るに相似たり、

とあるものですが、貞享2年（1685）の序をもつ『日次紀事』には、さらに詳しくそのことが記されております。つまり、内容だけ申しますと、床は6月7日から18日までの期限を限って設けられるもので、場所も四条から三条までに限定されております。鴨川の床の初期の姿を伝えるこれらの史料には、残念ながら、その習慣がいつ頃から始まったものなのかを記しておりませんが、『案内者』の1662年には、すでに行事として定着していた様子を伝えておりますので、その発生は、当然のことながら、この時よりはかなり遡った時期のことであろうと思われます。

なお絵画としては、『扁額軌範』に掲載されているものがもっとも古いものと考えております（図6参照）。『扁額軌範』は、文政2年（1819）に刊行されたもので、京都の寺社に伝えられていた古絵馬を集成して刊行したのですが、そのなかに祇園社に奉納された扁額の一つが、いまお示ししているものです。延宝4年（1676）の年号をもち祇園社頭から四条河原を経て祇園御旅書に至る景観を描いたものです。ご覧いただいているのはその一部分です。現物はすでに剥落が多くほとんどみることができない状態になっておりますが、こうした形で出版されましたため、幸いにしてその景観をみることができます。

図は鴨川の南から北の方角を向いて書かれており、四条小橋・高瀬川などの記載をみることができます。これは四条河原での劇場の配置が分かる史料として歌舞伎研究者には著名な扁額なのですが、別の言い方をいたしますと、四条河原での納涼を描いた、もっとも古い絵でもあるわけです。ただしこの絵馬には、中州に出された床几は描きますが、現在のように、建物（家本体）に繋ぐような形で川中にせり出した床はみられません。そうした物がいつごろから登場するのか、話の本筋ではございませんので、今日はふれないことにいたします。

確認しておきたいことは、四条河原とその界隈が、遊興の空間として17世紀の初頭に登場するのとはほぼ時期を同じくして、鴨川での納涼も年中行事化し、定着していったとい

うことです。豊臣秀吉によって作られたお土居は、江戸時代になりますと、いわば京都の市街地拡大を阻害する要因ともなっていたものですが、それを真っ先に破壊して鴨川と鴨東との通行を容易にし、市街地と鴨川とを一体化させていったのも四条河原が先駆けとなっております。これも遊興地としての四条河原の発展が、そのことを可能にしたのです。

おわりに

四条河原に関しましては、以上のほかにも治水の問題（南座の東側に眼病地蔵があります）とか、祇園会の神輿洗いが四条河原で行われますが、そうした問題、また祇園会の神輿渡御に際して、毎年、新たな仮橋が架けられるわけですが、そうした仮橋に関する問題など、言及すべき事柄が幾つか残されておりますが、それらは私の能力を超えた問題でもありますので、今日はこの辺りでお許しをいただきたいと思います。ご静聴ありがとうございました。

司会 続きましてそれぞれのご発表をお願いしたいと思います。最初の発表は広島大学樋口聡先生の東洋的身体論です。お願いいたします。